

受付 番号	種 目 番 号	連絡先	委託担当
			市民局広報課 担当者名 <small>ふり が な</small> 新谷 <small>しんたに</small> 恵理子 <small>えりこ</small> 電 話 671-2331

設 計 書

1 委 託 名 令和元年度横浜市ウェブサイト多言語ページ翻訳委託 (その2)

2 履 行 場 所 市民局広報相談サービス部広報課

3 履行期間 期間 契約を締結した日 から 令和2年3月31日 まで
又は期限 期限 平成 年 月 日 まで

4 契約区分 確定契約 概算契約

5 その他特約事項 _____

6 現 場 説 明 不要
 要 (月 日 時 分 場所)

7 委 託 概 要 仕様書 (添付) のとおりとする

8 部 分 払

す る (回以内)

し ない

部 分 払 の 基 準

業 務 内 容	履 行 予定月	数 量	単 位	単 価	金 額
以下余白					

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

※概算数量の場合は、数量及び金額を () で囲む。

委 託 代 金 額

(概算金額) _____

内 訳 業 務 価 格

(概算金額) _____

消費税及び地方消費税相当額

(概算金額) _____

仕 様 書

1 件名

令和元年度横浜市ウェブサイト多言語ページ翻訳委託（その2）

2 委託契約期間

契約締結日から令和2年3月31日（火）まで

3 委託内容

横浜市が外国人市民向けに提供する横浜市ウェブサイト多言語ページの日本語原稿を横浜市が指定する3言語へ翻訳し、指定するExcel形式のデータで納品する。

4 スケジュール、納品期限及び納品物

(1) 納品期限

受託者は、令和2年2月17日（月）までに納品を行う。

(2) 納品物

作成したExcel形式のデータを成果物として広報課に納品する。納品方法は、電子記録媒体（CD-R等）の持ち込みまたは電子メールによる送付とする。

5 仕様

(1) 言語の指定

英語、中国語（簡体字とする）、ハングル（韓国語）とする。

(2) 翻訳を行う内容及び分量

広報課から提供する横浜市ウェブサイト多言語ページの日本語原稿。

文字数は日本語で105,000字（70シート程度）（概算）の予定。なお、文字数及びページ数は予定であり、校正により増減が生じる場合がある。

※ 単価については、日本語一文字あたりとする。

※ 原稿の内容は、住民票・国民健康保険・税金などの区役所での手続き、医療・福祉・子育てなどの制度紹介、ごみの出し方等、行政情報や生活情報から成る。

6 原稿

Excel形式の原稿をCD-R等の媒体で広報課から提供する。

※原稿の差替えあり。差替え部分については、確定し次第提供予定。

※差替え部分は令和元年12月中旬頃までに最終確定する。

7 翻訳及び翻訳のチェック

(1) 従事する翻訳者

翻訳作業は、上記5(1)で指定する3言語すべての言語において、それぞれ原則として、翻訳語の言語を母語とする翻訳者を従事させることとする。日本語を母語とする翻訳者が従事する場合には、翻訳語の言語の能力を証明する下記のいずれかの試験に合格又はスコアを所持している翻訳者、または、他の資格検定試験で同等の能力が証明されている翻訳者を従事させること。なお、検定試験等の証明については、契約締

結時に確認する。

英語：英検 1 級、TOEFL iBT スコア 110 以上、IELTS スコア 8.0 以上
韓国語：ハングル能力検定試験 1 級、韓国語能力試験 6 級
中国語：中国語検定試験 1 級

また、翻訳者の母語の如何を問わず、翻訳作業には、日本国政府又は日本国内の自治体が作成する行政文書の翻訳に携わった経験を有する翻訳者を従事させること。

(2) 翻訳の統一性の確保

翻訳の統一性を確保するため、下記のア～ウを参照し、定訳がある場合は定訳により翻訳を行うこととする。

ア 公益財団法人横浜市国際交流協会（YOKE）が公開している「多言語情報作成マニュアル／多言語標準訳語集」（http://www.yoke.or.jp/dbf_new/index.html）を参照すること。

イ 組織名については、市が定める英文組織名を参照し、英語以外の言語に翻訳する際は同義の訳語を採用すること。「横浜市組織の英語表記（平成 31 年度版）」（<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/saiyo-jinji/jinji/teisuu/soshikizu.html>）

ウ 固有名詞など一部の単語については、個別に訳語を指定する場合がある。

(3) ネイティブチェック

翻訳した内容については、翻訳を行った者と異なる者がネイティブチェックすること。翻訳後のチェックにあたっては、翻訳語の言語を母語とする者が行い、自然な表現になっているかを確認する。ネイティブチェックで修正する内容は、元の翻訳者と協議の上、反映させること。

8 履行確認

納品された成果物は、横浜市が確認後、必要に応じて修正を指示する場合がある。その場合は、横浜市の指示に従い、速やかに修正し、成果物を再提出するものとする。

9 権利の帰属

本契約で翻訳された文章等成果物の著作権はすべて横浜市に帰属し、横浜市の判断により二次使用することができる。

10 その他

ここに取り決めのない事項については、必要に応じ受託者と広報課が協議して定める。